

2017年4月1日以降に実施される選択約款の契約期間変更等について

平素より、本庄ガス株式会社をご愛顧いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、今般のガス事業法令改正に伴い、法第十四条、第十五条および小売登録省令第三条、第四条の定めに従い、契約期間の定めがある契約を更新する際には、自動更新であってもその旨をお客さまに通知する書面を交付する必要性が生じました。

上記の事情に関連いたしまして、現在選択約款を契約中のお客様については、2017年4月1日から実施される、これまでと同等の条件での選択約款に契約を引き継ぐ際、これまでの契約期間に係らず、新たな契約期間を2018年3月の検針日（ガス灯契約の場合はあらかじめ当社が定めた日）までとし、以降は一年毎の契約として、更新の際にハガキ等で通知させていただくこととして、選択約款の内容を一部改訂させていただきます。

また、2017年4月1日に実施される選択約款を新たにお申し込みになるお客さまにつきましては、選択約款の契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。また、ガス灯契約の場合は、あらかじめ当社が定めた日とします。）の翌日から、この選択約款適用開始の日が属する年度（以下、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいうものとします。）の最後の定例検針日（ガス灯契約の場合は、あらかじめ当社が定めた日とします。）までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、この選択約款適用開始の日が属する年度の最後の定例検針日（ガス灯契約の場合はあらかじめ当社が定めた日）までといたします。

2017年4月1日以降に選択約款をお申し込みになられたお客さまにつきましては、契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、お客様がお申し込みになった選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日（ガス灯契約の場合は、あらかじめ当社が定めた日とします。）まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。この契約の更新につきましては、ハガキ等で通知させていただくこととします。

以上の点についてご不明な点等がございました場合は、下記までお問い合わせください。

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目5番20号
本庄ガス株式会社
TEL 0495-24-2341（代表）